

たまがわ

発行

全損保日動火災外勤支部西東京分会

〒一九〇〇〇二二

東京都立川市錦町一八四

〇四一五二七 五四一一

nshitokyo@inter7.jp

健全な職場環境を維持しよう！

法令尊

労働組合の本来の目的は労働組合法第一章第一条に「この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること」と明記されています。本来雇用者側は雇用をちらつかせ労働者に対し不利益な取り扱いを強要しやうい体質である事を過去の歴史から十分予見できることからこの法律が作られた背景があります。コンプライアンスやセクシャルハラスメントの重要性を十分認識している経営が昨今問題が具体化している。タイムズメントを助長させるような行為を万が一にでもするようなことがあれば我々は労働組合として断固抗議する立場を尊重する事をここに宣言します。ひとりでも多くの組合員の結集を呼びかけます。

支部「ぶいた」にて既報のとおり、人事第二部より、要求書について「六月三十日に回答したい」との電話連絡が支部に入りました。会社の団体交渉拒否の根拠は「全員が全損保を脱退したと契従労組から聞いている」といつ主張であり、言うまでもなく、日動外勤支部は全損保本部に認められている労働組合ですので、全損保の存在自体を否定し続けられない限り、今まで繰り返されてきた、会社の主張はまさに不当労働行為です。苦しい紛れの対応であったと言えます。団体交渉に応じて日動外勤支部を組合として会社が認めたところから新たな闘いが始まります。みなさん一人一人が監視の目を強め、一人で問題を抱えることなく、個人個人の力を結集し、

不当労働行為に

断固抗議！

助け合いながら会社と対峙していきましょう。
まことに残念ながら、労働組合法を十分に理解出来ていない管理職が日動経営には実際に存在し、本社の判断を無視した会社連絡系統が機能してないことを露呈するような末端現場管理職による組合差別が分会管轄内で発生しました。分会は支店が関与したもののなかどつかを調査すべく、至急支部及び、全損保本部に連絡し、支店ビル社前抗議など対応を検討中です。

6月30日 会社の要求書について の回答に注目！！

いよいよ佳境へ！油断することなく より一層監視の目を強めましょう！

労働組合法 第2章 第7条
使用者は、下の各号に掲げる行為をしてはならない。
労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。

刑法 第32章 第222条
生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。